

上三川人事行政の運営の状況

住民の皆さまに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

新規採用(平成26年4月1日)及び退職(平成25年度中)の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	12人	4人	4人	0人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人

※一般行政職の採用人数には、平成25年度途中に採用した2人を含みます。

職員数の状況(4月1日現在)

年度	24年度	25年度	26年度
職員数 ※()内数字は対前年度増減数	216人(1)	218人(2)	220人(2)

人件費の状況(平成25年度一般会計、決算)

住民基本台帳人口 (H26年3月末現在)	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
31,441人	9,820,702千円	415,675千円	1,674,708千円	17.1%	16.7%

職員給与費の状況(平成26年度一般会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	前年度の 1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末勤勉	計(B)		
200人	720,477千円	92,080千円	252,999千円	1,065,556千円	5,327千円	5,454千円

職員の平均給料月額及び平均年齢状況(平成26年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	297,773円	39.2歳	305,996円	53.4歳

その他の職員手当の状況(平成26年4月1日現在)

区分	内 容		
扶養手当	配偶者: 13,000円 扶養親族(配偶者を除く): 1人当り6,500円		
住居手当	借家の場合: 27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給なし)		
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用: 月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合: 距離に応じ2,000円~24,500円を支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(課長: 54,300円 主幹: 38,900円 課長補佐・所長: 34,600円)		
時間外手当	平成25年度 (一般会計)	支給総額	29,347,574円
		職員1人当りの支給月額	12,290円
特殊勤務手当	以下の業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円(平成25年度該当なし)		

特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
報酬等月額	741,000円	589,000円	350,000円	280,000円	255,000円
期末手当	2.95月分(平成25年度支給割合)				

※平成17～26年度は、町長・副町長の給料を5%減額しています。(上記は減額後の金額です。)

勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	土曜日及び日曜日

休暇等

区分	内容
年次有給休暇	一年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇 : 6日 分べん休暇: 出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡: 配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

年次有給休暇の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
7,905日	2,119日	202人	10.5日

▶問い合わせ先=総務課 秘書庶務係 ☎569113

10月は「犬の正しい飼い方強調月間」

マナーを守って、人と犬、お互いが暮らしやすいまちをつくりましょう。

★**放し飼いはやめましょう**

必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード・引き綱をつけて放さないようにしましょう。

★**フンの後始末は必ずしましょう**

散歩中のフンは飼主が必ず持ち帰りましょう。おしっこも、よその家の玄関先や塀、庭などにさせないようにしましょう。

★**鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう**

犬の無駄吠えは近所の迷惑となります。根気よくしつけましょう。

★**不妊・去勢手術をしましょう**

犬を捨てる行為は犯罪です(100万円以下の罰金)。飼う場合は、最後まで責任をもって飼いましょう。繁殖させたくない場合は不妊・去勢手術をおすすめします(繁殖期のストレスも軽減される)と言われています。

★**無責任なエサやりの禁止**

無責任なエサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないでください。

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係
☎569131

栃木県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

